

別表1 水質検査結果に基づき位置づけの見直しを行うべき項目の選定(案)

(1)水質基準項目

	項目名	基準値	区分	水質基準項目として据え置く理由		
				水道法例示	飲料水基本性状	その他
基-1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	健康項目			○検出状況よりも指標性の観点から議論すべき
基-2	大腸菌	検出されないこと	健康項目			○検出状況よりも指標性の観点から議論すべき
基-3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.01mg/L以下	健康項目			△水質に係る代表的な汚染物質として社会的関心の高い項目
基-4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	健康項目	○		
基-5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	健康項目			
基-6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	健康項目			○鉛管の交換推進の観点
基-7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	健康項目			○環境中から広く検出されるため、他の水源を求めたり、浄水処理工程を設けて分解・除去する必要がある項目
基-8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	健康項目			△水質に係る代表的な汚染物質として社会的関心の高い項目
基-9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	健康項目	○		
基-10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	健康項目			○環境中から広く検出されるため、他の水源を求めたり、浄水処理工程を設けて分解・除去する必要がある項目
基-11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	健康項目	○		
基-12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	健康項目			
基-13	四塩化炭素	0.002mg/L以下	健康項目			
基-14	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	健康項目			
基-15	cis-1,2-ジクロロエチレン及びtrans-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	健康項目			
基-16	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	健康項目			
基-17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	健康項目			○環境中から広く検出されるため、他の水源を求めたり、浄水処理工程を設けて分解・除去する必要がある項目
基-18	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	健康項目			○環境中から広く検出されるため、他の水源を求めたり、浄水処理工程を設けて分解・除去する必要がある項目
基-19	ベンゼン	0.01mg/L以下	健康項目			
基-20	塩素酸	0.6mg/L以下	健康項目(消)			○浄水処理に広く利用される次亜塩素酸の管理指標
基-21	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	健康項目(消)			
基-22	クロロホルム	0.06mg/L以下	健康項目(消)			△水質に係る代表的な汚染物質として社会的関心の高い項目
基-23	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	健康項目(消)			
基-24	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	健康項目(消)			△水質に係る代表的な汚染物質として社会的関心の高い項目
基-25	臭素酸	0.01mg/L以下	健康項目(消)			△浄水処理に広く利用される次亜塩素酸の管理指標
基-26	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	健康項目(消)			△水質に係る代表的な汚染物質として社会的関心の高い項目
基-27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	健康項目(消)			
基-28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	健康項目(消)			△水質に係る代表的な汚染物質として社会的関心の高い項目
基-29	ブロモホルム	0.09mg/L以下	健康項目(消)			△水質に係る代表的な汚染物質として社会的関心の高い項目
基-30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	健康項目(消)			
基-31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	性状項目			
基-32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	性状項目			○浄水処理に広く利用されるPACの管理指標

	項目名	基準値		水質基準項目として据え置く理由		
				水道法例示	飲料水基本性状	その他
基-33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	性状項目	○		
基-34	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	性状項目	○		
基-35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	性状項目		○	
基-36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	性状項目			○環境中から広く検出されるため、他の水源を求めたり、浄水処理工程を設けて分解・除去する必要がある項目
基-37	塩化物イオン	200mg/L以下	性状項目		○	
基-38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	性状項目		○	
基-39	蒸発残留物	500mg/L以下	性状項目		○	
基-40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	性状項目			
基-41	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	性状項目			○富栄養化現象に伴う異臭味(かび臭)が現に発生
基-42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	性状項目			○富栄養化現象に伴う異臭味(かび臭)が現に発生
基-43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	性状項目			
基-44	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	性状項目	○		
基-45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	性状項目		○	
基-46	pH値	5.8以上8.6以下	性状項目	○		
基-47	味	異常でないこと	性状項目	○		
基-48	臭気	異常でないこと	性状項目	○		
基-49	色度	5度以下	性状項目	○		
基-50	濁度	2度以下	性状項目	○		

○:水質基準項目として据え置くべき △:水質基準項目として据え置くこともありうる

黄色の網掛け: 水質検査データに基づき、基準項目等の見直しを検討(○、△のない項目14項目)

薄い緑の網掛け: 基準項目等として据え置くこともありうる(△の項目8項目)

(2)水質管理目標設定項目

	項目名	目標値	健康/性状	水質管理目標設定項目として据え置く理由		
				水質基準補完	評価値暫定	その他
目-1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.015mg/L以下	健康項目			
目-2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)	健康項目		○	
目-3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.01mg/L(暫定)	健康項目		○	
目-4	亜硝酸態窒素	0.05mg/L以下(暫定)	健康項目		○	
目-5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	健康項目			
目-6	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	健康項目			
目-7	トルエン	0.2mg/L以下	健康項目			
目-8	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/L以下	健康項目			
目-9	亜塩素酸	0.6mg/L以下	健康項目(消)			
目-10	二酸化塩素	0.6mg/L以下	健康項目(消)			
目-11	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	健康項目(消)		○	
目-12	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	健康項目(消)		○	
目-13	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	健康項目			
目-14	残留塩素	1mg/L以下	性状項目	○		
目-15	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	性状項目	○		
目-16	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	性状項目	○		
目-17	遊離炭酸	20mg/L以下	性状項目			○より望ましい水の目標値である項目であるため、水質基準とはしない
目-18	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	性状項目			
目-19	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	性状項目			
目-20	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	性状項目	○		
目-21	臭気強度(TON)	3以下	性状項目	○		
目-22	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	性状項目	○		
目-23	濁度	1度以下	性状項目	○		
目-24	pH値	7.5程度	性状項目	○		
目-25	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	性状項目			○より望ましい水の目標値である項目であるため、水質基準とはしない
目-26	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	健康項目			○検出状況よりも指標性の観点から議論すべき
目-27	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	健康項目			
目-28	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	性状項目	○		

○:水質管理目標設定項目として据え置くべき

黄色の網掛け: 水質検査データに基づき、基準項目等の見直しを検討(○のない項目11項目)

別表2 水質基準項目等の評価値等の超過状況の整理(案)

リスク 順位	5か年経年の超過状況			対10%値 の直近の 超過割合	水道水質基準項目						水質管理目標設定項目(農薬類を除く。)			
	対基準値	対50%値	対10%値		見直し検討項目		据え置きもあつる項目		据え置く項目		見直し検討項目		据え置く項目	
					項目 数	項目名	項目 数	項目名	項目 数	項目名	項目 数	項目名	項目 数	項目名
1	○	○	○	10-100%			2	クロロホルム、 プロモジクロロメタン	9	硝酸・亜硝酸、 塩素酸*、 アルミニウム、 鉄、 硬度、 蒸発残留物、 ジェオスミン、 TOC 色度			8	抱水クロラール(暫定値)、 残留塩素、 マンガン、 遊離炭酸、 有機物(KMnO4)、 TON、 濁度 アルミニウム
2				1-10%					4	一般細菌、 鉛、 2-MIB、 濁度			1	ジクロロアセトニトリル(暫定 値)
3	△	○	○	10-100%	1	ジクロロ酢酸	1	総トリハロメタン	1	フッ素				
4				1-10%	1	ホウ素	2	ジプロモクロロメタン、 臭素酸*	2	マンガン、 塩化物イオン			2	ウラン(暫定値)、 亜硝酸態窒素(暫定値)
5	※	○	○	1-10%					1	ヒ素				
6	—	○	○	10-100%					1	ナトリウム				
7				1-10%	2	クロロ酢酸*、 非イオン界面活性剤*	1	プロモホルム	1	フェノール類			1	ニッケル(暫定値)
8				0.1-1%					2	水銀、 シアン				
9	△	△	○	0.1-1%	1	1,4-ジオキサン*								
10				0-0.1%	1	ジクロロメタン								
11	※	△	○	0.1-1%	1	亜鉛			1	テトラクロロエチレン				
12	—	△	○	1-10%	2	トリクロロ酢酸、 ホルムアルデヒド								
13				0.1-1%	1	陰イオン界面活性剤			1	トリクロロエチレン、 銅			3	アンチモン*、 亜塩素酸*、 二酸化塩素*
14				0-0.1%			1	カドミウム						
15	—	※	○	0.1-1%	2	セレン、 四塩化炭素							1	1,2-ジクロロエタン
16				0-0.1%	2	1,2-ジクロロエチレン(cis 体)、 ベンゼン								
17	—	—	○	0-0.1%			1	六価クロム					1	トルエン*
18	—	—	△	0.1-1%									1	DEHP
19				0%									2	MTBE、 1,1-ジクロロエチレン
20	—	—	※	0%									2	1,1,2-トリクロロエタン、 1,1,1-トリクロロエタン
21	—	—	—	0%	(1)	(1,2-ジクロロエチレン(trans 体))								

\*:H16以降の3ヶ年分しか検査データのない項目。当該3ヶ年の間は継続して評価値の10%を超過。  
 なお、\*以外の直近3ヶ年継続して10%値超過のあつた項目のうち、★を除く残りのすべてについて、5ヶ年継続して10%値超過があつた。  
 ★:直近3ヶ年は継続して10%超過があつたが、4~5年前には超過がなかつたことのある項目。